

令和7年12月11日

件名 放課後児童クラブで働く支援員等の給与改善について

本市では、放課後児童クラブ（以下「クラブ」という。）の「支援員の確保」について、その対応策を検討してきました。その対応策の1つとして、市内のクラブで働く支援員等への給与改善を実施し、職員体制の充実を図る方針を固めました。

なお、関係予算を令和8年度当初予算議案に計上し、市議会定例会に提案する予定です。

## I 事業内容

## (1) 事業名

「放課後児童クラブ職員給与改善補助金」

## (2) 目的

市内クラブで働く支援員等の給与改善を実施し、安心して働く環境を後押しすることでクラブの支援員等の確保を着実に進めるため

## (3) 支給対象

常勤職員、非常勤職員を対象に給与の増額改定等を実施したクラブ

## (4) 補助単価（案）

## ①常勤職員：年額12万円の引上げ

毎月の月例給での支払い（例：月額1万円のベースアップ）

※当該引き上げにより、政令市であるさいたま市と同水準の給与となります。

## ②非常勤職員：年額3万円の引上げ

一時金での支払い（例：1.5万円の一時金を2回支給）

※いわゆる「年収の壁」の影響を受ける非常勤職員に対して、引上げによる支障がないよう、配慮した対応を行います。

## (5) 事業費（見込） 約37,000,000円

## (6) 実施時期 令和8年度から

## 【本件に関する問い合わせ】

福祉部放課後児童クラブ支援課

電話：027-395-5421